

埼行発第103号  
平成28年5月9日

会 員 各 位

埼玉県行政書士会  
会長 荒 岡 克 巳  
(公印省略)

日本行政書士会連合会より、下記のとおり通知を受けましたので、お知らせいたします。

記



各単位会長 様

日行連発第55号  
平成28年4月14日

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第三業務部  
部長 光宗 五十六  
(公印省略)

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の一部を  
改正する告示の施行について

標記の件につきましては、平成28年4月1日付けで施行されました。

当該内容等につきましては、下記のとおり官報に情報が掲載されておりますので、  
お知らせいたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等にご協力いただきますようお願い  
申し上げます。

記

#### 1. 官報情報

- 平成28年4月1日付(号外・第77号)空家等対策の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の一部を改正する告示  
別添及び以下URL参照。

<https://kanpou.npb.go.jp/20160401/20160401g00077/20160401g000770000f.html>

以上